

教員の懲戒処分について

静岡大学は、本日、准教授1名（40歳代）に対し、国立大学法人静岡大学教職員就業規則に基づき、停職3か月の懲戒処分を行いました。

この教員については、複数年にわたり、教職員及び学生に対し、優越的な関係を背景とした一方的かつ独断的な言動により教育研究活動を侵害したほか、相手の名誉や人格を傷つけるような暴言や過度の叱責を行うなど、複数の不適切な言動を行っていたことが確認されました。本学は、これらの行為が、静岡大学におけるハラスメントの防止等に関する規程第2条第2項各号に定めるパワー・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等に該当すると認定しました。このことは、国立大学法人静岡大学教職員就業規則に規定する懲戒事由に該当することから、学内諸手続きを経て懲戒処分を行ったものであります。静岡大学におけるハラスメントの防止等に関する規程により、教職員の責務として大学全体でハラスメントの防止に努めている中でこのような事態が発生したことは、誠に遺憾であります。

今後、こうしたことが再び起こることのないよう全教職員に求めるとともに、学長としての使命と責任の重さを十分に自覚し、このような事案の再発防止と信頼回復に向けて、大学の組織全体として一層の努力を続けていく所存です。

令和8年1月8日

静岡大学長　　日詰　一幸